

経済産業省

資第 号

自己託送に係る指針の一部を改正する通達を次のとおり制定する。

年 月 日

資源エネルギー庁長官 名

自己託送に係る指針の一部を改正する通達

自己託送に係る指針（20131205資庁第4号）の一部を別紙のとおり改正し、令和6年2月12日から適用する。

附 則

令和五年十二月三十一日以前に、自己託送利用者が維持し、及び運用する電気事業法第二条第一項第五号ロに規定する非電気事業用電気工作物（以下単に「非電気事業用電気工作物」という。）と、一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路との接続に係る契約の申込み（当該自己託送利用者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物の電圧が七千ボルトを超えるもの（特別高圧）又は直流にあつては七百五十ボルトを、交流にあつては六百ボルトを超え、七千ボルト以下のもの（高圧）である場合は、一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路との接続に係る検討の申込み）が完了している場合（ただし、当該申込み完了後に自己託送利用者の名義を変更する場合を除く。）については、なお従前の例による。